

有価証券報告書

事業年度 自 平成29年4月1日
(第56期) 至 平成30年3月31日

株式会社 ミスミグループ本社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第56期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【株価の推移】	48
5 【役員の状況】	49
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	52
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	99
第6 【提出会社の株式事務の概要】	109
第7 【提出会社の参考情報】	110
1 【提出会社の親会社等の情報】	110
2 【その他の参考情報】	110
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	111

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月22日

【事業年度】 第56期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 大野 龍 隆

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03-5805-7050(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03-5805-7401

【事務連絡者氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	173,904	208,562	240,139	259,015	312,969
経常利益	(百万円)	19,168	23,352	25,119	26,462	34,679
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,678	14,291	16,907	18,387	25,601
包括利益	(百万円)	14,952	18,625	12,711	16,141	26,106
純資産額	(百万円)	116,577	132,883	142,333	155,658	186,719
総資産額	(百万円)	163,201	184,784	194,186	212,041	243,685
1株当たり純資産額	(円)	1,275.17	482.17	515.39	560.79	653.71
1株当たり当期純利益	(円)	128.82	52.28	61.65	66.94	91.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	128.30	52.10	57.94	64.70	89.76
自己資本比率	(%)	71.1	71.5	72.8	72.9	76.0
自己資本利益率	(%)	10.7	11.5	12.4	12.4	15.1
株価収益率	(倍)	22.2	30.9	26.1	30.1	32.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,484	11,308	16,714	19,508	24,324
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△19,100	△7,449	△9,470	△6,056	△14,887
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,795	△3,453	△3,581	△4,008	△5,725
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	34,253	37,267	39,204	47,840	51,713
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	8,038 [607]	8,876 [768]	9,628 [1,137]	10,167 [1,424]	11,241 [2,007]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 平成27年7月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第53期（平成27年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月		平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
営業収益	(百万円)	12,108	13,235	13,543	16,869	23,986
経常利益	(百万円)	1,901	3,158	3,715	5,091	6,648
当期純利益	(百万円)	1,766	3,072	3,617	5,075	6,422
資本金	(百万円)	6,375	6,840	6,996	7,593	12,812
発行済株式総数	(千株)	90,983	91,392	274,606	275,689	283,439
純資産額	(百万円)	50,658	51,300	51,656	53,956	65,358
総資産額	(百万円)	66,848	68,768	77,167	85,943	77,477
1株当たり純資産額	(円)	554.06	186.36	186.95	193.36	227.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	32.16 (16.68)	39.15 (20.94)	15.42 (7.37)	16.71 (7.61)	22.60 (11.52)
1株当たり当期純利益	(円)	19.48	11.24	13.19	18.48	22.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	19.40	11.20	11.01	17.78	22.31
自己資本比率	(%)	75.4	74.3	66.5	62.0	83.1
自己資本利益率	(%)	3.5	6.1	7.1	9.7	10.9
株価収益率	(倍)	146.8	143.8	122.1	108.9	127.9
配当性向	(%)	165.3	116.3	116.9	90.6	99.7
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	749 [192]	756 [346]	882 [604]	1,037 [799]	1,220 [1,147]

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 平成27年7月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第53期（平成27年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和38年2月	電子機器及びベアリング等の販売を目的として三住商事株式会社(資本金500千円)を東京都千代田区に設立。
昭和40年7月	プレス金型用部品として、ノックピンを発売。
昭和48年6月	中部営業所(現 名古屋営業所)を愛知郡日進町(現 愛知県日進市)に開設。 以後各地に営業所を開設、展開。
昭和52年1月	「プレス金型用標準部品」カタログを創刊。
昭和55年1月	業界情報・技術情報の提供を目的に情報紙「Voice」を創刊。
昭和56年4月	関西地区流通センターとして関西プラント(現 西日本流通センター)を兵庫県三田市に開設。
昭和60年5月	「プラスチック金型用標準部品(現 プラ型用標準部品)」カタログを創刊。
昭和62年9月	台北支店(日商三住商事)を台湾台北市に開設。
昭和63年2月	米国イリノイ州に現地法人MISUMI USA, INC. (現 連結子会社)を設立。
昭和63年9月	「自動機用標準部品(現 FA用メカニカル標準部品)」カタログを創刊。
平成元年5月	株式会社ミスミに商号変更。 台湾台北市に現地法人MISUMI TAIWAN CORP. (現 連結子会社)を設立し、台北支店の業務を継承。
平成3年4月	「研究開発用電子部品(現 FA用エレクトロニクス)」カタログを創刊。
平成3年8月	関西プラント(現 西日本流通センター)新社屋完成。
平成5年7月	「金型加工用工具(現 Tool-DIRECT)」カタログを創刊。
平成6年1月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成6年4月	シンガポールに現地法人MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE., LTD. (現 連結子会社)を設立。
平成6年7月	「FA用加工部品(現 メカニカル加工部品)」カタログを創刊。
平成7年6月	FAコンピュータ部品「コンピュータ&ネットワーク部品(現 FA用エレクトロニクス)」カタログを創刊。
平成7年8月	香港に現地法人MISUMI E. A. HK LIMITED(現 連結子会社)を設立。
平成9年1月	タイ バンコクに現地法人MISUMI (THAILAND) CO., LTD. (現 連結子会社)を設立。
平成10年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成11年5月	韓国ソウルに現地法人MISUMI KOREA CORP. (現 連結子会社)を設立。
平成15年4月	ドイツに現地法人MISUMI EUROPA GmbH(現 連結子会社)を設立。
平成15年6月	上海(中国)に現地法人SHANGHAI MISUMI PRECISION MACHINERY CO., LTD. (現 MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.) (現 連結子会社)を設立。
平成15年10月	上海(中国)に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
平成16年5月	北米にてFAインチ単位カタログを創刊。 北米に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
平成17年4月	駿河精機株式会社(現 株式会社駿河生産プラットフォーム)(現 連結子会社)を買収。 株式会社ミスミグループ本社へ商号変更、全事業を承継する株式会社ミスミ(現 連結子会社)を設立。
平成17年7月	広州(中国)に物流・生産拠点としてQCT配送センターを開設。 ベトナムに駿河ベトナム第2工場を開設。
平成17年10月	タイに物流・生産拠点としてQCT配送センター、駿河タイ工場を開設。
平成18年1月	フランクフルト(ドイツ)に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
平成18年8月	静岡県に三島精機株式会社(現 連結子会社)を設立。
平成18年9月	韓国に現地法人SURUGA KOREA CO., LTD. (現 連結子会社)を設立。
平成18年10月	マレーシアに営業拠点を開設。 韓国に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
平成18年12月	ベトナムに営業拠点を開設。
平成19年2月	韓国に生産拠点として駿河韓国工場を開設。
平成19年4月	熊本にカスタマー・サービス・センターとしてミスミQCTセンター熊本を開設。
平成19年10月	兵庫県神戸市に集合生産基地としてミスミ生産パークを設立。
平成19年11月	深セン(中国)に営業拠点を開設。
平成20年3月	株式会社ミスミの子会社として、株式会社SPパーツの株式を全額譲受。
平成21年3月	インドに現地法人MISUMI INDIA Pvt. Ltd. (現 連結子会社)を設立。

年月	沿革
平成22年7月	イタリアに営業拠点を開設。
平成22年8月	寧波(中国)に営業拠点を開設。
平成23年1月	チェンナイ(インド)に営業拠点を開設。 駿河精機株式会社を「株式会社駿河生産プラットフォーム」へ商号変更、OST事業を継承する子会社「駿河精機株式会社(現 連結子会社)」を新設し営業を継続。 マレーシア営業所を現地法人化(MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.) (現 連結子会社)。
平成23年2月	インドに現地法人SURUGA India Pvt. Ltd. (現 連結子会社)を設立。
平成23年4月	大邱(韓国)に営業拠点を開設。
平成23年5月	武漢(中国)、バンガロール(インド)、新竹(台湾)に営業拠点を開設。
平成23年6月	蘇州、東莞(中国)に営業拠点を開設。
平成23年7月	上海(中国)に現地法人スルガセイキ商貿(上海)有限公司 (現 スルガセイキ科技(上海)有限公司) (現 連結子会社)を設立。
平成23年8月	北京(中国)に営業拠点を開設。
平成23年9月	大連(中国)に営業拠点を開設。
平成23年10月	ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第3工場を開設。 インドに生産拠点として駿河インド工場を開設。
平成24年3月	青島(中国)に営業拠点を開設。
平成24年7月	成都(中国)に営業拠点を開設。
平成24年11月	米国金型部品メーカーのDayton Progress Corporation(現 連結子会社)およびThe Anchor Danly Company のComponents事業会社であるAnchor Lamina America, Inc. (現 連結子会社)を買収。
平成25年1月	南通(中国)にスルガセイキ(南通)有限公司(現 連結子会社)を設立。 インドネシアに現地法人PT. MISUMI INDONESIA(現 連結子会社)を設立。
平成25年3月	西安(中国)に営業拠点を開設。
平成25年5月	厦門(中国)に営業拠点を開設。
平成25年9月	チカラム(インドネシア)に営業拠点・配送センターを開設。
平成26年3月	南通(中国)に生産拠点として、南通工場を開設。
平成26年7月	株式会社駿河生産プラットフォームに一般社団法人日本能率協会の2014年度GOOD FACTORY賞「ものづくりプロセス革新賞」を受賞。
平成26年9月	ブネ(インド)に営業拠点を開設。
平成27年4月	株式会社ミスミが「株式会社ダイセキ」を子会社化。
平成27年10月	ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第4工場を開設。
平成28年7月	ベトナムに現地法人「MISUMI VIETNAM Co., LTD.」を設立。
平成29年11月	メキシコに現地法人「MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.」および「MISUMI Mexico Service S. de R. L. de C. V.」を設立。

3 【事業の内容】

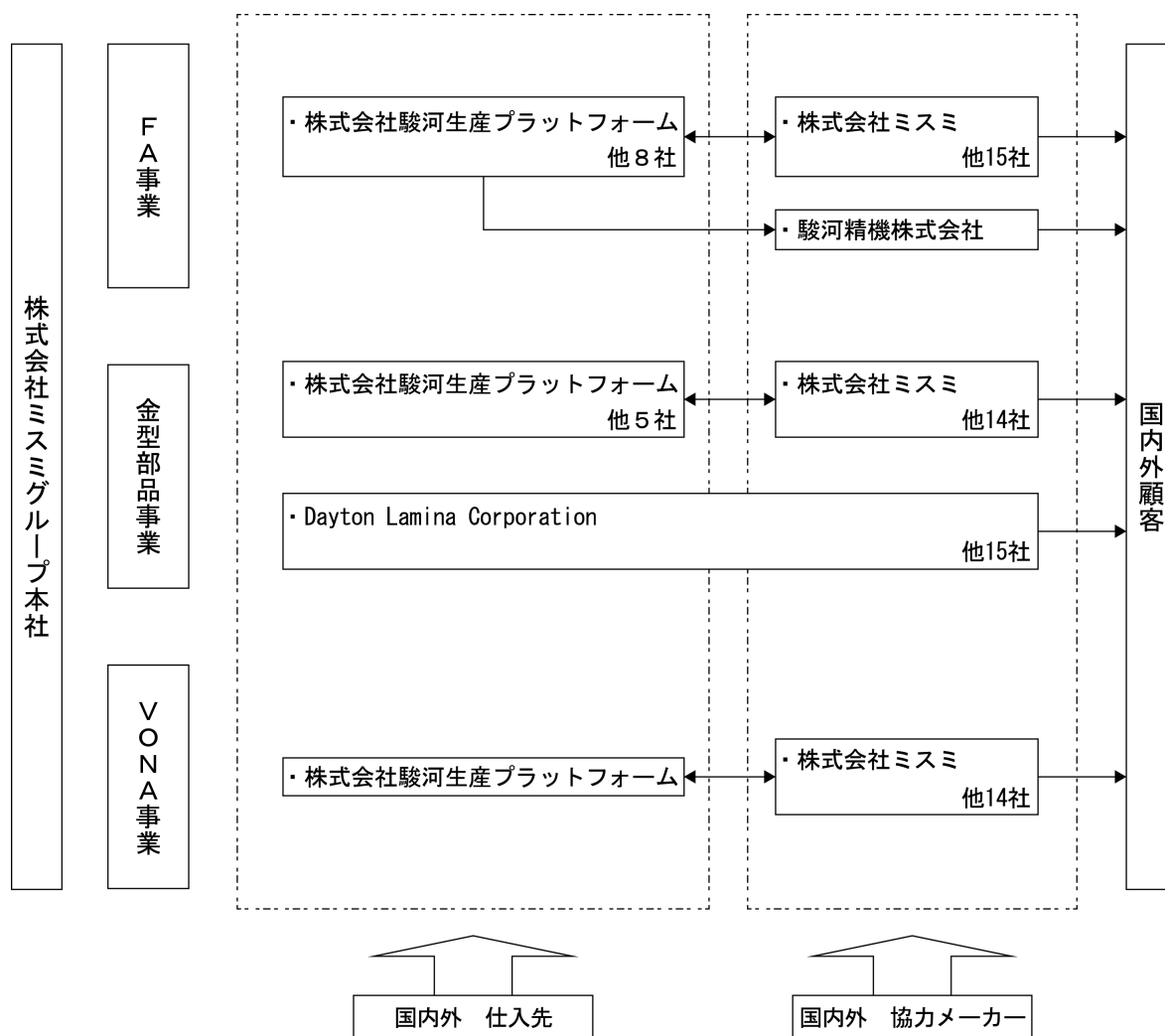
当社グループは、株式会社ミスミグループ本社(当社)、連結子会社47社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、F A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

当社グループの事業に関わる位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであります。

なお、報告セグメントと同一の区分であります。

事業の名称	事業の概要	主要な取扱商品名	主要な子会社及び関連会社名
F A事業	F A (ファクトリーオートメーション) などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品 (シャフト、ブッシュ、リニアガイド、位置決め部品、プーリー、アルミフレーム、ステージなど) をはじめ、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・シャフト ・ブッシュ ・リニアガイド ・位置決め部品 ・プーリー ・ステージ <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム 駿河精機株式会社 (計26社)
金型部品事業	主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品 (パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド、リテーナなど)、精密金型部品の開発・提供をしております。	<ul style="list-style-type: none"> ・パンチ&ダイ ・スプリングガイド ・エジェクタピン ・コアピン ・ガイド ・リテーナ <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム Dayton Lamina Corporation (計37社)
VONA事業	ミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。生産設備関連部品に加えて、製造副資材やMRO (消耗品) などを提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・空圧・配管部品 ・ねじ・ボルト ・座金・ナット ・配線部品 ・制御部品・PC部品 ・切削工具 ・生産加工用品 ・梱包・物流保管用品 ・安全保護用品 ・環境衛生用品 ・オフィス用品 <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ (計16社)

事業の系統図は次の通りであります。



- (注) 1 \longleftrightarrow は、製品・商品、サービスの流れを表しております。
 2 本状況は、平成30年3月31日現在の企業集団の状況を記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容	摘要
(連結子会社) 株式会社ミスミ	東京都文京区	850百万円	F A 金型部品 VONA	100.0	当社グループの販売拠点及び調達拠点 役員の兼任 2名	(注4、5)
駿河精機株式会社	静岡県静岡市	100百万円	F A	100.0	当社グループの販売拠点 役員の兼任 1名	
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県静岡市	491百万円	F A 金型部品 VONA	100.0	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1名	
三島精機株式会社	静岡県駿東郡	80百万円	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
日本デイトン・プロGRESS株式会社	神奈川県相模原市	60百万円	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び販売拠点	(注2)
株式会社ダイセキ	兵庫県神戸市	10百万円	F A	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中国上海	584,781千RMB	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠点として、主として中国地区を担当	(注2、4、5)
スルガセイキ科技(上海)有限公司	中国上海	25,325千RMB	F A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
MISUMI E. A. HK LIMITED	中国香港	8,000千HK\$	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、主として香港地区を担当	(注2)
スルガセイキ(南通)有限公司	中国南通	624,769千RMB	F A	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1名	(注2、4)
スルガセイキ(上海)有限公司	中国上海	112,992千RMB	F A 金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2、4)
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	中国武漢	13,117千RMB	金型部品	63.0 (63.0)	当社グループの生産拠点及び販売拠点	(注2)
MISUMI KOREA CORP.	韓国ソウル	700,000千KRW	F A 金型部品 VONA	100.0	当社グループの販売拠点及び調達拠点として、主として韓国地区を担当	
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国京畿道	2,502,840千KRW	F A	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾台北	15,000千NT\$	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠点として、主として台湾地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI Vietnam Co., LTD.	ベトナムバクニン	40,131百万VND	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠点として、主としてベトナム地区を担当	(注2)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナムホーチミン	54,700千US\$	F A 金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2、4)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイラヨーン	118,805千THB	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、主としてタイ地区を担当	(注2)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイラヨーン	107,000千THB	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インドグルガオン	1,599,763千INR	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、主としてインド地区を担当	(注2、4)
SURUGA India Pvt. Ltd.	インドグルガオン	360,460千INR	金型部品	100.0 (99.7)	当社グループの生産拠点	(注2)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1,000千 S\$	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として東南アジア・オセアニア地 区を担当	(注2)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	2,500千 MYR	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてマレーシア地区を担当	(注2)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	11,200百万 IDR	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインドネシア地区を担当	(注2)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	4,900千 US\$	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として北米地区を担当 役員の兼任 2名	(注2)
MISUMI Investment USA Corporation	米国 デラウェア州	100 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Lamina Corporation	米国 オハイオ州	1,000 US\$	金型部品	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress International Corporation	米国 オハイオ州	2,500 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	348千 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress Machinery LLC	米国 イリノイ州	1 US\$	金型部品	100.0 (100.0)		(注2)
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	1 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	500千 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Connell Asia Limited LLC	米国 デラウェア州	1,000千 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Connell Anchor America, Inc.	米国 デラウェア州	1 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	100 CA\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	3,654 千MXN	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として南米地区を担当	(注2)
MISUMI Mexico Service S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	100 千MXN	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	77,461千 MXN	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress (Mexico) Services, S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	3千 MXN	金型部品	100.0 (100.0)		(注2)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ シュワルツバ ッハ	6,500千 EUR	F A 金型部品 V O N A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として欧州地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウル ゼル	1,533千 EUR	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress SAS	フランス モー	440千 EUR	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリック シャー	100 GBP	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress -Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	400千 EUR	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ ・ナト・イゼロウ	200千 CZK	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
その他2社						

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
(持分法適用会社) アイオーミスミ精密機械貿易 (南通)有限公司	中国 南通	1,879千 RMB	F A	49.0 (49.0)		(注2)
トーヨーミスミ精密機械貿易 (南通)有限公司	中国 南通	1,879千 RMB	F A	49.0 (49.0)		(注2)

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」欄は、すべて所有の割合であり、(内書)は間接所有の割合であります。
- 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 4 連結子会社のうち特定子会社は、株式会社ミスミ、MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.、MISUMI INDIA Pvt. Ltd.、SAIGON PRECISION CO., LTD.、スルガセイキ(上海)有限公司及びスルガセイキ(南通)有限公司であります。
- 5 株式会社ミスミ及びMISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去してございません。

主要な損益情報等	株式会社ミスミ	MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.
① 売上高	195,129百万円	58,007百万円
② 経常利益	12,922百万円	5,759百万円
③ 当期純利益	8,840百万円	4,245百万円
④ 純資産額	96,474百万円	17,403百万円
⑤ 総資産額	134,218百万円	30,132百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成30年3月31日現在)

セグメントの名称	国内	海外	合計
FA事業	840 [219]	3,466 [5]	4,306 [224]
金型部品事業	376 [43]	2,967 [137]	3,343 [180]
VONA事業	228 [200]	351 [80]	579 [280]
全社(共通)(注2、3)	1,324 [1,162]	1,689 [161]	3,013 [1,323]
合計	2,768 [1,624]	8,473 [383]	11,241 [2,007]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。尚、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している実人員数であります。
- 3 各セグメントにわたって、受注・物流を担っている株式会社ミスミグループ本社の従業員(510名)及び在外販売子会社(Dayton Lamina Corporation及びその子会社除く)の人員数(1,595名)については、全社(共通)に含めて表示しています。

(2) 提出会社の状況

(平成30年3月31日現在)

	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
正社員	940	38.2	4.6	7,197,290
有期雇用社員	280	—	—	—
合計	1,220[1,147]	—	—	—

- (注) 1 当社と子会社である株式会社ミスミは、人事制度上はほぼ一体として運営されており、経営組織の変更などに伴い当社と株式会社ミスミとの間で従業員の大規模な異動が発生することがあります。
上記の内容をふまえて、当社と株式会社ミスミを合計して計算した場合、正社員数は1,454名、平均年齢は37.9歳、平均勤続年数は4.9年及び平均年間給与は7,551,713円となります。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。尚、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

近年IT技術の飛躍的な発展を背景に、インダストリー4.0、IoT（モノのインターネット）などによる製造現場の変革が加速しております。そうした中、生産設備関連部品や製造副資材市場においては、設計工数の短縮や効率的な購買プロセスへのニーズが高まり、グローバルにおける競争環境も激化しつつあります。当社グループは、メーカー事業、流通事業を併せ持つユニークさを活かすと共に、これを支える事業基盤（プラットフォーム）をグローバルで進化させ、競争優位性をさらに高めることで事業成長を加速させてまいります。

① 事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速し、製造業への貢献領域を拡大させております。

メーカー事業では、FA事業、金型部品事業において商品領域を拡大してまいります。カタログ・WEBに次ぐ第3のメディアであるミスミ3D-CADシステム連携ツールの提供を通じ、設備設計プロセスを大幅に短縮させ、顧客の利便性の向上を図ります。

流通事業においては、VONA事業で他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、世界の各地域の顧客ニーズに合致した品揃えによりワンストップ性向上を図り、グローバル展開の加速を強力に推進してまいります。

② 事業基盤（プラットフォーム）の刷新

より強固な確実短納期体制をグローバルで構築するために、生産・物流・IT・顧客サービスなどの事業基盤（プラットフォーム）の一層の進化が必要となります。これに向けて当社では生産・物流基盤の拡充をグローバルで展開しており、今後も継続強化してまいります。また、顧客の業務プロセスと完全同期化を目指し、世界No.1の生産財データベース構築や、各国の顧客志向に最適化した新ECサイトの導入にも取り組んでいます。こうした事業基盤への投資継続により、製造業に最適化した顧客対応サービスや時間価値の提供など、Q（高品質）、C（低コスト）、T（確実短納期）の革新を実現してまいります。

③ 組織の進化

当社グループの組織コンセプトは、「末端やたら元気」と「戦略的束ね」の両立です。「創って、作って、売る」をワンセットで具備する組織とし、権限委譲を図りながら「末端やたら元気」を実現するとともに、ラインによる戦略指導で各組織と経営トップの戦略整合を図り「戦略的束ね」を実現しています。この理念の下で経営環境の変化やミスミ組織の拡大に対応しながら組織を進化させております。

近年、世界の製造業が構造転換を迎え「時間戦略」の追求を進める中、当社グループは、中国・アジア・欧州・米州という地域ごとに全権を持つ企業体組織を置き、高まる需要に迅速に対応する体制で事業拡大を図っております。また、商品企業体組織や生産・物流・IT・顧客サービスのプラットフォーム組織は、各地域における競争力のある商品、サービスの提供を責務とし、グループ全体における戦略展開を加速させてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

① 特定業界の市場動向が業績に及ぼす影響について

当社グループは、F A事業および金型事業において、自動車・電機（液晶・半導体を含む）業界を主要顧客としております。また、ミスミブランド以外の他社商品も含めた生産設備関連部品に加え間接材も扱うVONA事業では広く製造業全般を顧客としています。当社グループの業績は上記の業界ならびに広く製造業全般の設備投資動向ならびに生産動向の影響を受け、変動することがあります。

② 海外事業展開について

当社グループは、「地域企業体」を中国・アジア・欧州・米州に設立し海外事業展開を強化しております。各地の政治的・経済的変動などにより各地域の事業計画の遂行に大きな影響を受けます。事業の諸条件が計画通りに進捗しない場合、経費や設備投資などの先行支出の回収遅延により、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 品質管理について

当社グループの商品は多岐に渡り、様々な分野で使われることから商品の欠陥または商品に関する各種の規制の違反（構成物質の有害性の有無や輸出入に関する規制を含む）が発生した場合、商品の回収、販売停止や各種の費用の発生など、経済的損失及び信用失墜につながる可能性があります。

④ 顧客情報の管理について

当社グループはインターネットを利用したウェブカタログおよび紙カタログを活用した販売形態であり、多くの顧客情報を扱っております。万一情報の漏洩等が発生した場合、大きな信用失墜・経済的損失につながるリスクを内在しております。

⑤ 自然災害の発生による影響について

大規模な地震やその他の自然災害が発生した場合、製品および商品の生産または流通形態に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム・インターネットの障害の発生による影響について

当社グループはインターネットを利用したウェブカタログを活用し、商品の受注を主にインターネット経由で行っております。インターネットや当社グループの基幹システムに大規模な障害等が発生した場合、商品の受注・生産または流通に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 為替相場の変動について

当社グループは、様々な通貨・条件での取引を行っており、主に外貨建取引及び外貨建債権・債務残高等については、外国為替変動の影響を受ける可能性があります。当社グループはこうした外国為替のリスクを一定程度まで低減する施策を講じておりますが、必ずしも完全に回避できるものではありません。

⑧ 人材について

当社グループの中長期的な成長のためには、適切な時期に優秀な人材を採用、確保し、育成することが必須であると認識しております。しかしながら、優秀な人材の採用及び確保に関する競争は激化しております。当社グループがこのような優秀な人材の採用及び確保が計画どおり進まなかった場合、当社グループの業績および事業成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済および日本経済は、全体として緩やかな景気回復の動きが続きました。アメリカにおいては、足元では通商問題に対する影響などの不透明感はあるものの、雇用者数、設備投資などが緩やかに増加するなど景気の回復傾向が継続しました。中国では総じて底堅い景気の動きが続き、その他のアジア各国および欧州においても緩やかな景気回復が継続しました。また、日本では設備投資は引き続き堅調に推移し、企業収益や雇用情勢が改善しました。

このような環境において当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の非効率を解消することで世界の製造業に貢献し、同時に事業拡大を加速させています。ITを核とした新たなものづくりに応えるため、引き続きウェブ戦略を推進し競争力を強化しました。また、最適調達を目的とした現地生産・現地調達を推進するとともに国内外で物流拠点を拡張するなど、グローバル確実短納期体制の強化に努めました。

こうした体制強化等により、FA事業および金型部品事業では自動車業界やエレクトロニクス業界などの旺盛な需要を取り込み、VONA事業では品揃えの強化などによって国内において大きく伸長したことに加え、国際展開の推進により海外売上高も伸長し、連結売上高の拡大に寄与しました。

こうした結果、連結売上高は3,129億6千9百万円（前年同期比20.8%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は348億4千8百万円（前年同期比28.5%増）、経常利益は346億7千9百万円（前年同期比31.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は256億1百万円（前年同期比39.2%増）となりました。売上高、利益とも7期連続で過去最高を更新しました。

セグメントの名称	売上高			営業利益		
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)
FA事業	84,669	105,184	24.2	14,417	20,171	39.9
金型部品事業	69,797	76,523	9.6	3,097	5,869	89.5
VONA事業	104,548	131,262	25.6	9,950	9,010	△9.4
調整額	—	—	—	△338	△203	△40.0
合計	259,015	312,969	20.8	27,127	34,848	28.5

FA事業は、FA部品の確実短納期ニーズがグローバルに拡大する中、ミスミモデルを着実に浸透させ、自動車やエレクトロニクス関連業界などの旺盛な自動化需要を積極的に取り込んだことなどにより、日本、中国、アジアの販売拡大が寄与し、売上高は1,051億8千4百万円（前年同期比24.2%増）、営業利益は201億7千1百万円（前年同期比39.9%増）となりました。

金型部品事業は、主要顧客である自動車関連業界への拡販活動などにより、中国、アジアの販売拡大が寄与し、売上高は765億2千3百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は58億6千9百万円（前年同期比89.5%増）となりました。

VONA事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた生産設備関連部品、製造副資材、MRO（消耗品）等を販売するミスミグループの流通事業です。事業成長を支える品揃え拡大は今期も継続し、当決算期末時点でグローバルでの取扱品目数は2,420万点に達しました。こうした取り組みや積極的な販売拡大施策の展開により、売上高は1,312億6千2百万円（前年同期比25.6%増）、営業利益については、海外事業の拡大に向けた費用増などにより、90億1千万円（前年同期比9.4%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べ38億7千2百万円増加し、517億1千3百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、243億2千4百万円の収入となり、前年同期に比べ48億1千5百万円収入が増加いたしました。

営業活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、税金等調整前当期純利益が345億1千6百万円、減価償却費が71億8千7百万円、のれん償却額が10億円、賞与引当金の増加額が12億4千8百万円、売上債権の増加額が76億3千8百万円、たな卸資産の増加額が81億5千3百万円、仕入債務の増加額が23億3千3百万円、法人税等の支払額が86億6千7百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、148億8千7百万円の支出となり、前年同期に比べ88億3千万円支出が増加いたしました。投資活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、固定資産の取得による支出が154億2千1百万円、定期預金の預入による支出が251億6千8百万円、定期預金の払戻しによる収入が266億4百万円あります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、57億2千5百万円の支出となり、前年同期に比べ17億1千6百万円支出が増加いたしました。財務活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、配当金の支払額が57億6千8百万円あります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	32,501	+26.7
金型部品事業	25,566	△0.3
V O N A 事業	445	+18.4
合計	58,513	+13.2

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	35,540	+33.0
金型部品事業	31,066	+14.2
V O N A 事業	81,147	+23.9
合計	147,754	+23.8

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	106,010	+16.3	7,516	+33.7
金型部品事業	82,470	+11.1	2,520	△12.0
V O N A 事業	146,794	+34.0	3,991	+3.1
合計	335,275	+22.0	14,027	+13.5

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額には、当社グループにおける外部顧客からの連結受注実績を記載しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	105,184	+24.2
金型部品事業	76,523	+9.6
V O N A 事業	131,262	+25.6
合計	312,969	+20.8

- (注) 1 主な相手先の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財務方針

当社グループは、高成長を図りつつ、かつ健全なバランスシートと十分な流動性を維持する経営を行っております。安定した中長期的な成長のためにはフロントエンド（顧客サービス面）・バックエンド（サプライヤー関係面）ともにミスミ・エクセレンスを高める努力を継続することが不可欠と考えております。財務面においては実質的な無借金経営を継続しながら、資産の膨張を抑え、効率的な経営を目指すとともに、収益性・成長性の向上に努めております。

② 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比べ316億4千3百万円（14.9%）増加し、2,436億8千5百万円となりました。流動資産は228億1百万円（14.2%）増加し、1,830億8千3百万円となりました。これは主に現金及び預金が23億2千3百万円（3.7%）増加、受取手形及び売掛金が99億6千9百万円（17.2%）増加、商品及び製品が77億5千9百万円（30.5%）増加したことによるものであります。固定資産は88億4千1百万円（17.1%）増加し、606億1百万円となりました。有形固定資産が18億3千9百万円（6.6%）増加し、297億1千4百万円となりました。無形固定資産は55億7千5百万円（29.3%）増加し、245億8千7百万円となりました。投資その他の資産は14億2千6百万円（29.3%）増加し、63億円となりました。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べ5億8千2百万円（1.0%）増加し、569億6千5百万円となりました。流動負債は124億4千万円（33.4%）増加し、496億8千7百万円となりました。これは主に未払金が49億6千8百万円（55.0%）増加、支払手形及び買掛金が25億5千万円（15.0%）増加したことによるものであります。また、固定負債は新株予約権付社債の転換等により118億5千7百万円（△62.0%）減少し、72億7千8百万円となりました。

これらの結果、流動比率は3.7倍となり、継続して高い安定性を維持しております。

(純資産)

純資産合計は前連結会計年度末と比べ310億6千1百万円（20.0%）増加し、1,867億1千9百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が198億3千2百万円（15.5%）増加したことより株主資本が302億6千9百万円（19.7%）増加したことや、為替換算調整勘定等のその他の包括利益累計額が4億2百万円（50.0%）増加したことです。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末の72.9%から76.0%となりました。

③ 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、3,129億6千9百万円、前年同期比で539億5千3百万円(20.8%)の増収となり、過去最高を達成しました。これは、FA事業、金型部品事業、VONA事業の全てのセグメントにおいて前年同期比で増収を維持したことによるものであります。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、1,789億1千7百万円、前年同期比で273億5千3百万円(18.0%)増加しました。売上総利益は、1,340億5千1百万円、前年同期比で266億円(24.8%)の増益となり、過去最高を更新しました。販売費及び一般管理費は、992億2百万円、前年同期比で188億7千8百万円(23.5%)増加しました。売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は前期の31.0%から31.7%へ推移しました。これらの結果、営業利益は348億4千8百万円、前年同期比で77億2千1百万円(28.5%)の増益となり過去最高を更新しました。営業利益率は前期の10.5%から11.1%となりました。

(営業外損益、特別損益)

営業外損益の純額は1億6千9百万円の営業外損失となりました。この結果、経常利益は、346億7千9百万円、前年同期比で82億1千6百万円(31.0%)の増益となり、経常利益率は前期の10.2%から11.1%となりました。また、特別損益の純額は1億6千2百万円の特別損失となりました。これらの結果、税金等調整前当期純利益は、345億1千6百万円、前年同期比で84億4千5百万円(32.4%)の増益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、256億1百万円、前年同期比で72億1千4百万円(39.2%)の増益となり、売上高純利益率は前期の7.1%から8.2%となりました。また、1株当たり当期純利益は、前期の66.94円に対して91.01円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、製造技術を保有する駿河生産プラットフォームが核となった研究開発に取り組んでおります。

当社グループの当連結会計年度における研究開発費の総額は18億4千5百万円であり、研究開発活動は各事業部門が担当しております。

報告セグメント別には、FA事業において新規商品の開発及び生産性の向上を目的として15億8千万円を支出し、金型部品事業において高精度・高付加価値化への事業拡大、生産性の向上を目的として2億6千4百万円を支出しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）において、当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は154億2千1百万円であります。

なお、当社グループにおいては、内部管理上、資産を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の設備投資の概要を記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

(平成30年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社 ミスミ	本社 (東京都文京区)	F A 金型部品 VONA	本社施設・設備 その他設備	690	—	—	15,724	16,415	558 (330)
	ミスミQCTセンター (東京都文京区) 他11拠点・営業所等		マーケティング センター設備、 その他設備	19	—	—	2	21	— (—)
	西日本流通センター (兵庫県三田市)		マーケティング センター設備、 その他設備	330	1	123 (3,002.10)	21	476	— (—)
	東日本流通センター (神奈川県横浜市)		マーケティング センター設備、 その他設備	404	—	—	142	546	— (—)
	ミスミ生産パーク (兵庫県神戸市)	F A 金型部品	生産用施設、 その他設備	1,312	0	1,751 (61,504.89)	3	3,067	— (—)
駿河精機 株式会社	本社 (静岡県静岡市)	F A	その他設備	2	0	—	92	95	73 (33)
株式会社駿河 生産プラットフォーム	本社工場 (静岡県静岡市)	F A 金型部品 VONA	生産設備	1,785	983	1,286 (61,541.77)	1,049	5,104	590 (94)
	阿見工場 (茨城県稲敷郡)	F A		399	370	— [16,401.69]	112	883	173 (6)
三島精機 株式会社	工場 (静岡県駿東郡)	金型部品		40	16	56 (1,868.21)	0	114	29 (11)
株式会社 ダイセキ	本社 (兵庫県神戸市)	F A	その他設備	29	8	—	40	78	135 (2)

- (注) 1 上記の金額には消費税等を含んでおりません。
2 上記の内〔 〕は、賃借している土地の面積であります。
3 土地及び建物の一部を賃借しております。国内子会社の年間賃借料は2,342百万円であります。なお、賃借しているオフィスビルの土地の面積は記載しておりません。
4 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
5 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

(平成30年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中国 上海	F A 金型部品 VONA	その他設備	180	45	—	479	705	1,001 (167)
スルガセイキ科技 (上海)有限公司	中国 上海	F A	その他設備	—	0	—	7	7	25 (—)
スルガセイキ (南通)有限公司	中国 南通	F A	生産設備	1,683	3,161	— [56,071.03]	902	5,746	891 (33)
スルガセイキ (上海)有限公司	中国 上海	F A 金型部品	生産設備	301	862	— [7,539.00]	242	1,405	279 (—)
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	中国 武漢	金型部品	生産設備	25	206	— [5,118.00]	58	290	118 (111)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	F A 金型部品 VONA	その他設備	185	1	—	462	648	356 (2)
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	F A	生産設備	—	11	— [1,141.60]	5	17	19 (—)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	F A 金型部品 VONA	その他設備	—	—	—	22	22	104 (—)
MISUMI Vietnam Co., LTD.	ベトナム バクニン	F A 金型部品 VONA	その他設備	22	—	—	9	31	122 (—)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	F A 金型部品	生産設備	1,095	4,248	— [76,034.57]	1,953	7,298	3,084 (—)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	F A 金型部品 VONA	その他設備	112	1	—	67	180	222 (12)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	金型部品	生産設備	71	107	85 (18,260.80)	6	270	81 (—)
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インド グルガオン	F A 金型部品 VONA	その他設備	4	7	—	19	31	92 (16)
SURUGA India Pvt. Ltd.	インド グルガオン	金型部品	生産設備	5	6	— [631.74]	7	19	23 (—)
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	F A 金型部品 VONA	その他設備	2	—	—	3	5	59 (4)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	F A 金型部品 VONA	その他設備	3	—	—	3	7	28 (—)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	F A 金型部品 VONA	その他設備	2	—	—	37	39	86 (3)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	F A 金型部品 VONA	その他設備	19	—	—	113	132	239 (7)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	金型部品	生産設備	354	620	80 (76,926.69)	341	1,396	550 (6)
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	金型部品	生産設備	190	518	24 (11,613.00) [6,239.00]	171	905	222 (6)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	金型部品	生産設備	34	445	7 (4,087.32) [5,479.42]	42	530	145 (4)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	金型部品	生産設備	2	38	— [3,983.00]	0	41	46 (—)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	F A 金型部品 VONA	その他設備	88	—	—	14	103	26 (—)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	金型部品	生産設備	27	154	— [1,511.95]	46	228	111 (—)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ シュワルバッハ	F A 金型部品 VONA	その他設備	62	61	—	327	451	235 (12)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウルゼル	金型部品	その他設備	—	0	—	21	21	50 (—)
Dayton Progress SAS	フランス モー	金型部品	その他設備	0	0	—	4	5	21 (—)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリックシャー	金型部品	その他設備	—	—	—	3	3	12 (—)
Dayton Progress- Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	金型部品	生産設備	166	162	29 [10,000.00]	54	413	155 (1)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ・ナ ト・イゼロウ	金型部品	生産設備	0	—	— [275.00]	2	2	17 (—)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の内[]は、連結会社以外からの事務所・工場等の賃借物件であります。
3 土地及び建物の一部を賃借しております。在外子会社の年間賃借料は1,854百万円であります。なお、賃借しているオフィスの土地の面積は記載しておりません。
4 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
5 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度後一年間の設備投資計画（新設・拡充）は、250億円であり、その主な内容・目的は下記のとおりであります。

投資予定額(百万円)		設備等の主な内容・目的	資金調達方法
国内	海外		
14,500	10,500	国内及び在外子会社でのIT基盤構築のためのソフトウェアの導入・改良及び、生産・物流能力向上のための設備導入	自己資金

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社グループにおいては、内部管理上、資産を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の設備投資の概要を記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,020,000,000
計	1,020,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	283,439,597	283,467,397	東京証券取引所 (市場第一部)	(注1、3)
計	283,439,597	283,467,397	—	—

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2 提出日現在の発行数には、平成30年6月1日以降提出日までの間に新株予約権の権利行使によって発行された株式は含んでおりません。
3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

1 株主総会の普通決議日(平成22年6月17日)

平成22年7月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役6名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	609(注3、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～ 平成30年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 609(注5) 資本組入額 360(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行された新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

2 取締役会の決議日(平成22年6月17日)

平成22年7月付与分

付与対象者の区分及び人数：当社及び完全子会社の従業員38名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	609(注3、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～ 平成30年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 609(注5) 資本組入額 360(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行(会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行された新株予約権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

3 株主総会の普通決議日(平成24年6月18日)

平成24年7月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役6名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	252	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,600(注5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	631(注3、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～ 平成33年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 631(注5) 資本組入額 386(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行(会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行された新株予約権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

4 取締役会の決議日(平成24年6月18日)

平成24年7月付与分

付与対象者の区分及び人数：当社及び完全子会社の従業員33名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	187	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,100(注5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	631(注3、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～ 平成33年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 631(注5) 資本組入額 386(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、または当社子会社も若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行(会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行された新株予約権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

5 株主総会の普通決議日（平成26年6月13日）

(1) 平成26年11月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役5名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	101	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,300(注5)	21,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年11月8日～ 平成56年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,173(注5) 資本組入額 587(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれかの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利行使をすることができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

(2) 平成26年11月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役4名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	59	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,700(注5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年11月7日～ 平成36年11月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,137(注5) 資本組入額 569(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

6 取締役会の決議日（平成26年10月23日）

平成26年11月付与分

付与対象者の区分及び人数：当社及び完全子会社の従業員58名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	219	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,700(注5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年11月7日～ 平成36年11月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,137(注5) 資本組入額 569(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

7 取締役会の決議日(平成28年2月10日)

(1) 平成28年2月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役5名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	246	181
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,600	18,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年2月26日～ 平成58年2月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,484 資本組入額 742	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれかの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利行使をすることができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(2) 平成28年2月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役5名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,705	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成31年2月25日～ 平成38年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,429 資本組入額 715	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 平成28年2月付与分

付与対象者の区分及び人数：当社及び完全子会社の従業員69名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,175	1,165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,500	116,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成31年2月25日～ 平成38年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,429 資本組入額 715	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

8 取締役会の決議日(平成28年9月15日)

(1) 平成28年10月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役5名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	231	154
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,100	15,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月4日～ 平成58年10月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,877 資本組入額 939	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれかの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利行使をすることができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(2) 平成28年10月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役5名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,818	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	181,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成31年10月3日～ 平成38年10月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,810 資本組入額 905	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 平成28年10月付与分

付与対象者の区分及び人数：当社及び完全子会社の従業員84名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,603	1,593
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,300	159,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成31年10月3日～ 平成38年10月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,810 資本組入額 905	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

9 取締役会の決議日(平成29年9月21日)

(1) 平成29年10月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役4名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	167	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,700	11,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月7日～ 平成59年10月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,787 資本組入額 1,394	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれかの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利行使をすることができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(2) 平成29年10月付与分

付与対象者の区分及び人数：取締役 4 名

	事業年度末現在 (平成30年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年 5月31日)
新株予約権の数(個)	986	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成32年10月6日～ 平成39年10月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,727 資本組入額 1,364	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式 1 株当たりの行使価額は 1 円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

10 取締役会の決議日(平成29年10月19日)

平成29年11月付与分

付与対象者の区分及び人数：当社及び完全子会社の従業員90名

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,373	1,368
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	137,300	136,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成32年11月6日～ 平成39年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,074 資本組入額 1,537	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

取締役会の決議日(平成25年10月3日)

2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,900(注1、8)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	12.23米ドル(注2、8)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年11月4日 ～平成30年10月8日(注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	(注6)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左
新株予約権付社債の残高	1,000千米ドル	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注2)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建とし、当初転換価額は、12.26米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む。)、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 平成30年3月28日以降の転換請求に関しては、平成30年6月14日開催の第56回株主総会において期末配当を1株につき11円8銭とする剰余金処分案が可決され平成30年3月期の年間配当が1株につき22円60銭と決定されたことに伴い、転換価額を12.21米ドルへと調整している。

- 3 (1) 本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイーズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）(2) 本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(3) 本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債に係る本社債の消却が行われるまで、また(4) 債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。但し、上記いずれの場合も、平成30年10月8日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、当社が本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
(2) 平成30年7月23日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債の所持人は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、平成30年7月1日に開始する四半期に関しては、平成30年7月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 7 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注2)(2)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は上記(1)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注5)(2)と同様の条件に服する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- 8 平成27年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	57,500	90,983,484	59	6,375	59	13,073
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	409,300	91,392,784	465	6,840	465	13,539
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	27,300	91,420,084	31	6,872	31	13,570
平成27年7月1日 (注)4	182,840,168	274,260,252	—	6,872	—	13,570
平成27年7月1日～ 平成28年3月31日	346,500	274,606,752	124	6,996	124	13,695
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	1,082,388	275,689,140	596	7,593	596	14,291
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	7,750,457	283,439,597	5,218	12,812	5,218	19,510

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は、次によるものであります。

- 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。
- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。
- 平成27年7月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換によるものであります。
- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換によるものであります。
- 平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換により、発行済株式総数が27,800株、資本金が24百万円及び資本準備金が24百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	58	35	64	587	12	5,575	6,331	—
所有株式数 (単元)	—	929,976	37,512	16,257	1,712,902	40	137,057	2,833,744	65,197
所有株式数 の割合(%)	—	32.82	1.32	0.57	60.45	0.00	4.84	100.00	—

- (注) 1 自己株式129,536株は、「個人その他」に1,295単元、「単元未満株式の状況」に36株含めて記載しております。なお、株主名簿上の株式数と期末日現在の実質的な株式数は同一であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ72単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(平成30年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	45,233	15.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	23,401	8.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	米国 ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,215	4.31
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	10,678	3.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	米国 ボストン (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	6,152	2.17
田口 弘	東京都渋谷区	5,530	1.95
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	米国 ビバリーヒルズ (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,302	1.87
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	米国 ノースクインシー (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,043	1.78
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	4,656	1.64
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF 証券株式会社)	米国 ニューヨーク (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	4,535	1.60
計	—	122,749	43.31

(注) 1 「所有株式数」の1,000株未満は、切り捨てております。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位で四捨五入しております。

3 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)10,915千株、日本マスタートラスト信託銀行(株)21,526千株、資産管理サービス信託銀行(株)1,956千株であります。

4 平成26年12月19日(報告義務発生日平成26年12月15日)に、次の法人から、大量保有報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨を受けておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	1,710	1.87
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	同上	2,945	3.23
計	—	4,656	5.10

- 5 平成28年12月6日（報告義務発生日平成28年11月30日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	9,347	3.40
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,634	0.59
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	478	0.17
計	—	11,460	4.17

- 6 平成28年12月21日（報告義務発生日平成28年12月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ、	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,234	1.54
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,776	1.37
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	3,330	1.21
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	968	0.35
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	582	0.21
ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-1855 J.F.ケネディ通り 35A	438	0.16
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユークー) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	378	0.14
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェアドライブ1	278	0.10
計	—	13,988	5.09

- 7 平成29年11月8日（報告義務発生日平成29年10月31日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、サマー・ストリート245	19,611	6.92

- 8 平成29年11月9日（報告義務発生日平成29年11月2日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
Joho Capital, L.L.C.	米国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン市、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター	11,432	4.04

- 9 平成29年11月22日（報告義務発生日平成29年11月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	27,844	9.83

- 10 平成30年3月23日（報告義務発生日平成30年3月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	10,678	3.77
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	9,599	3.39
計	—	20,277	7.15

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 129,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 283,244,900	2,832,449	—
単元未満株式	普通株式 65,197	—	—
発行済株式総数	283,439,597	—	—
総株主の議決権	—	2,832,449	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ7,200株(議決権72個)及び84株含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式36株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成30年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミスミグループ本社	東京都文京区後楽 二丁目5番1号	129,500	—	129,500	0.05
計	—	129,500	—	129,500	0.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	364	1
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	129,536	—	129,536	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により交付した株式、単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、持続的な高い事業成長と収益性・資本効率を維持しながら株主還元を増大することを基本方針と定めています。具体的な株主還元方針につきましては、企業価値の向上に向けた投資や経営基盤の拡充、財務体質の強化及び資本効率の向上などを総合的に勘案して判断いたします。配当に関しましては、平成24年3月期下期より配当性向を25%としており、当期につきましても、この基準を引き続き維持いたします。

当社グループの剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は定款の定めにより取締役会、期末配当は定時株主総会です。

上記の方針に基づき、1株当たり期末配当金は11円8銭とし、先に実施いたしました中間配当金11円52銭と合わせまして、年間1株当たり22円60銭の配当となりました。

この結果、当期は連結純利益に対する配当性向25.0%、純資産配当率3.4%となりました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年10月30日 取締役会決議	3,261	11.52
平成30年6月14日 定時株主総会決議	3,139	11.08

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	3,435	5,090	5,640 ※1,900	2,169	3,700
最低(円)	2,360	2,404	4,430 ※1,200	1,445	1,965

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 ※印は、株式分割（平成27年7月1日、1株→3株）における権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年 10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
最高(円)	3,230	3,440	3,425	3,700	3,450	3,130
最低(円)	2,794	3,060	3,120	3,225	2,803	2,701

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO	大野 龍 隆	昭和39年10月1日生	昭和62年4月 当社入社 平成14年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役執行役員 平成20年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 当社取締役常務執行役員 平成23年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長 平成25年1月 当社専務取締役 平成25年12月 当社代表取締役社長 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社代表取締役社長 CEO(現任)	(注3)	300
取締役 副社長		池口 徳也	昭和43年12月30日生	平成4年4月 三菱商事(株)入社 平成17年4月 (株)ミスミ入社 平成19年4月 当社執行役員 平成21年11月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社常務取締役 平成27年5月 当社専務取締役 平成27年12月 (株)ミスミ 欧州企業体社長(現任) (株)ミスミ 米州企業体 CEO 平成29年5月 当社取締役副社長(現任) 当社欧米事業統括(現任) 平成30年4月 (株)ミスミ OST企業体社長(現任) 駿河精機(株) 代表取締役社長(現任)	(注3)	143
常務 取締役	CFO	男澤 一 郎	昭和30年8月22日生	昭和54年4月 日本鋼管(株)(現 JFEエンジニアリング (株) 入社 平成9年3月 参天製薬(株)入社 社長室長 平成11年7月 同 執行役員 平成17年6月 同 取締役常務執行役員 平成18年5月 アリックスパートナーズ シニア・ディレクター 平成19年7月 アドベント・インターナショナル(株) シニア・ディレクター 平成23年4月 エイボン・プロダクツ(株)取締役 CFO 平成25年12月 当社常務執行役員 CFO 平成26年6月 当社常務取締役 CFO(現任) 平成27年12月 当社コーポレートサービスプラット フォーム代表執行役員(現任)	(注3)	4
常務 取締役	CIO	佐藤 年 成	昭和31年3月30日生	昭和55年4月 東京芝浦電気(株)(現 (株)東芝) 入社 平成18年4月 アイツテクノロジーズジャパン(株) 入社 平成20年3月 日本SGI(株) 代表取締役社長 平成22年2月 同 代表取締役会長 平成22年4月 日本電産(株) 入社 平成22年6月 同 執行役員 CIO 平成24年6月 同 常務執行役員 CIO 平成28年10月 当社常務執行役員 CIO 当社ITサービスプラットフォーム 代表執行役員(現任) 平成29年2月 当社ユーザーサービスプラットフォーム 代表執行役員(現任) 平成30年6月 当社常務取締役 CIO(現任)	(注3)	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		小城 武彦	昭和36年8月8日生	昭和59年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 平成12年5月 (株)ツタヤオンライン 代表取締役社長 平成14年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) 代表取締役常務 平成16年7月 (株)産業再生機構 マネージングディレクター 平成16年11月 カネボウ(株) 代表執行役社長 平成19年4月 丸善(株) 代表取締役社長 平成22年2月 CHIグループ(株)(現 丸善CHIホール ディングス(株)) 代表取締役社長 平成25年6月 (株)西武ホールディングス 社外取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年8月 (株)日本人材機構 代表取締役社長(現任) 平成28年4月 金融庁参与(現任) 平成29年9月 (株)至善館 理事(現任)	(注3)	5
取締役		西本 甲介	昭和33年3月1日生	昭和56年4月 カネボウ(株) 入社 昭和59年9月 (株)メイテック 入社 平成7年6月 同 取締役 平成8年7月 同 専務取締役 平成11年11月 同 代表取締役社長 平成15年4月 同 代表取締役社長 グループCEO 平成26年4月 同 取締役会長 平成27年6月 (株)インターワークス 社外取締役 平成27年6月 (株)リョーサン 社外取締役(監査等委員) (現任) 平成28年5月 いちご(株) 社外取締役(現任) 平成29年4月 (株)インターワークス 代表取締役会長兼 社長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成29年9月 (株)至善館 監事(現任)	(注3)	2
監査役 (常勤)		宮本 博史	昭和30年1月30日生	昭和53年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成17年4月 (株)ミスミ 監査役(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任) (株)駿河生産プラットフォーム 監査役 (現任) 平成23年1月 駿河精機(株) 監査役(現任)	(注4)	46
監査役		野末 寿一	昭和35年8月15日生	昭和62年4月 弁護士登録 平成2年12月 加藤法律特許事務所(現 静岡のぞみ 法律特許事務所) 入所(現任) 平成8年3月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 平成10年10月 弁理士登録 平成12年6月 (株)駿河生産プラットフォーム 監査役 平成15年3月 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株)) 社外監査役 平成17年4月 当社監査役(現任) 平成27年3月 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株)) 社外取締役 (現任) 平成27年6月 レック(株) 社外取締役(監査等委員)(現 任)	(注5)	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		青野 奈々子	昭和37年1月15日生	昭和59年4月 平成7年11月 平成14年7月 平成17年3月 平成20年6月 平成22年5月 平成29年6月	日興証券(株)(現 SMBC日興証券(株)) 入社 中央青山監査法人 入所 (株)ビジコム 入社 同 取締役 (株)ダスキン 社外監査役 (株)GEN 代表取締役社長(現任) 当社監査役(現任)	(注6)	—
計							514

- (注) 1 取締役 小城武彦、西本甲介は社外取締役であります。
2 監査役 野末寿一、青野奈々子は社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役 宮本博史の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成34年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役 野末寿一の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役 青野奈々子の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
丸山 輝久	昭和18年7月1日生	昭和48年4月 昭和53年7月 平成13年6月	弁護士登録 紀尾井町法律事務所 開設 同 弁護士(現任) 当社監査役	(注)	1

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的使命の遂行とともに継続的な企業価値の増大を目指して経営基盤の強化に取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このため、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

イ 当社のコーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、平成27年12月1日付で、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めるものとして、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、開示しております。同基本方針に含まれる内容は以下のとおりであります。

1. コーポレートガバナンスの原則
2. 株主の皆様との関係
3. 当社の統治機構
4. 取締役会
5. 監査役会
6. 企業体・サービスプラットフォーム

なお、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」の全文はこちらをご覧ください。

http://www.misumi.co.jp/assets/doc/ir/library/corporate_governance.pdf

ロ 会社経営機関と組織の内容

当社は、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、ミスミグループの戦略的な方向付けを行い、重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役並びに企業体及びサービスプラットフォームの代表執行役員の職務の執行を監督・指導する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負っています。

また、ミスミグループの内部統制システムの運用状況、行動規範の実践状況及び内部通報制度の運用状況について定期的に評価及び必要な見直しを行います。

取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名（提出日現在）で構成され、原則として月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営及び事業上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、社外取締役を除く取締役4名並びにミスミグループ本社、企業体及びサービスプラットフォームの経営執行役で構成されるグループ本社役員会を月1回開催し、監督と執行の両面での強化を図っております。

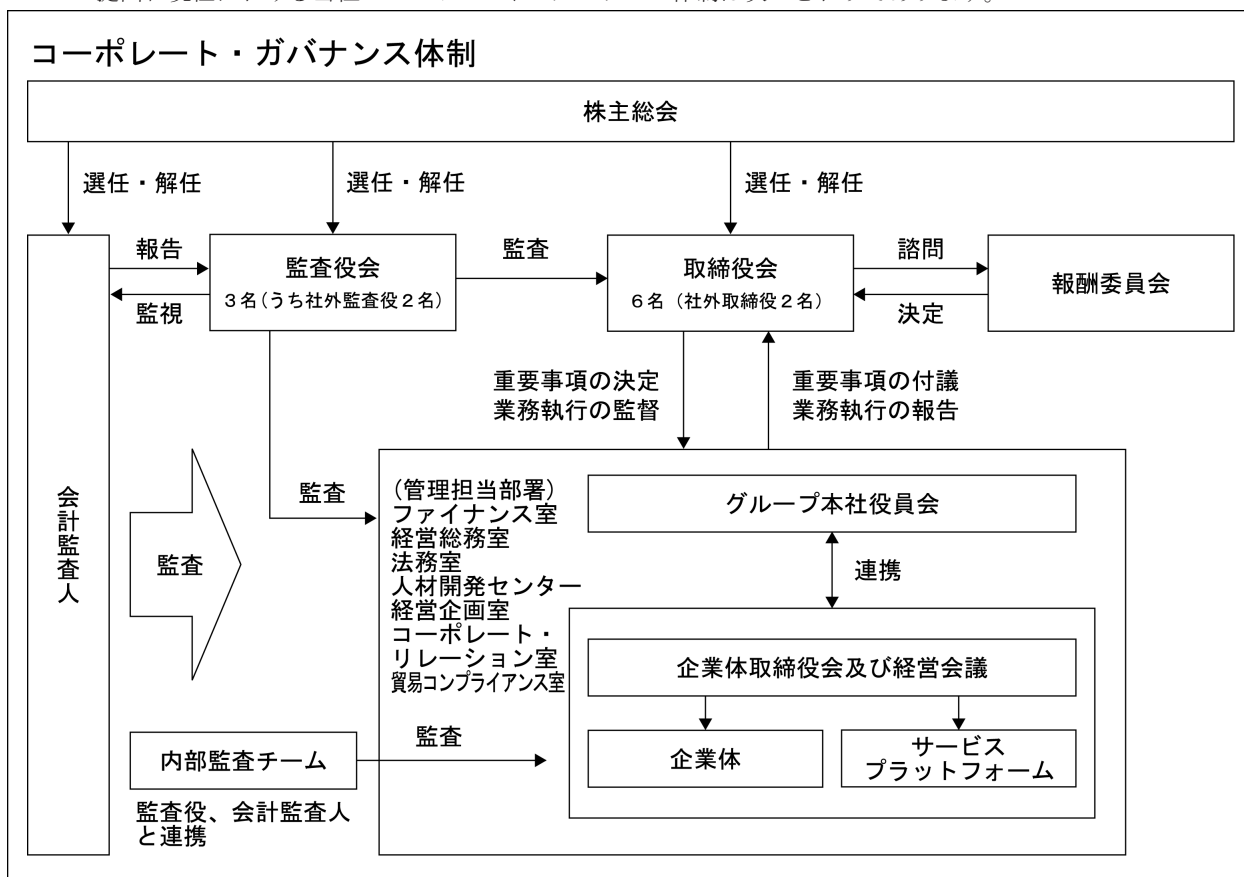
当社グループの事業については「企業体」を、事業サポート・サービス機能については「サービスプラットフォーム」をそれぞれ発足させ、企業体・サービスプラットフォームに権限と責任を委譲し、ミスミの営業組織を持つ事業部門と駿河生産プラットフォームの製造部門との製販一体の経営の実現と、意思決定の迅速化を図っております。

ミスミグループ内の各企業体及びプラットフォームグループにおいて企業体取締役会及び経営会議等の会議体を設け、意思決定プロセスの明確化を図っております。企業体取締役会には、当社の業務執行取締役及び他の企業体等の代表執行役員が、「企業体外取締役」として参加し、企業体経営陣の経営および職務の執行を監督しております。

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役の職務執行の監査を行っているほか、会計監査人及び内部監査チームとの連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

さらに、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を含む報酬委員会を設置し、適切な報酬水準について審議・決定する仕組みをとっております。

ハ 提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



二 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、平成27年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- a. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- b. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- c. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
 - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- d. 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。

- e. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・ 内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・ 反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。
- f. 当社の監査役等の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・ 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- g. 当社の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
 - ・ 監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
 - ・ 内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
 - ・ 監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- h. 当社の監査役等の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役等の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役等の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

ホ 内部統制システムの運用状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、平成27年5月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ・ 当社は、取締役会を15回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うと共に、企業体・サービスプラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導の役割機能を適切に果たしています。
- ・ 当社グループの重要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施しています。その結果を踏まえて、重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。
- ・ 当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、その研修においてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・ 当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
- ・ 監査役および監査役会の体制整備や連携については、監査役補佐の機能拡充が図られ、また社外取締役を含む取締役との面談機会や当社グループの管理部門との連携強化等、監査環境の充実が継続的に図られています。

へ リスク管理体制の整備の状況

当社は、社会的使命の実現並びに信頼される企業グループを目指し、法令遵守を含む、グループ全社で共有する行動指針として「ミスミグループ行動規範」を平成20年4月に制定し、ガイドラインとともに当社グループ全社に配布し、周知徹底を図っております。また、業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定ルール等各種規程・社内ルールの見直しを適宜行い、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

また、平成20年4月に当社における「情報」と「セキュリティ」についての基本的な考え方を宣言した「情報セキュリティ基本方針」及び基本的なルールを記載した「秘密保持ルール」を制定し、詳細な手続きを定めた「情報セキュリティガイドライン」とともに当社グループ全社に配布し、その周知徹底を図っております。

代表取締役直属部門である内部監査チームは、金融商品取引法の内部統制報告制度（J-SOX）の対応による内部統制の強化をはじめ、毎年ミスミグループ本社および総ての子会社を対象にした経営リスクの高い内部監査テーマの実践により、リスクの発見から改善・防止策の実施確認を行い、リスク発生の低減に努めております。さらに、内部通報制度による不祥事の早期発見の体制も整えております。

平成27年度からは、内部監査チームとコンプライアンスチームが合同で、コンプライアンスリスクを含む当社グループ全体の業務執行上のリスク評価を行い、リスクの可視化及び重要リスクの改善・防止策の検討・策定を行っております。

また、法務・コンプライアンスその他重要な経営事項に関しては、適宜、顧問弁護士、公認会計士、税理士などの外部の専門家からも助言及び支援を受けております。

② 内部監査及び監査役監査

当社は、内部監査部門として代表取締役直属の内部監査チームを設置しています。内部監査チームは6名体制で執行部門に対して内部監査を実施し、指摘事項とその改善案を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役へ報告するとともに、監査役及び被監査部門に提出します。不備事項が指摘された場合は、該当部門において改善計画が立案・実行され、内部監査チームがその改善結果を監視する体制を取っています。

当社は、監査役3名中2名が社外監査役であります。社外監査役のうち1名が公認会計士、1名が弁護士であり、会計及び法令に精通している立場から監査することにより、企業行動の透明性及び財務上の数値の信頼性を一層高めております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び実施計画に従い監査活動を実施するとともに、経営意思決定に係わる主要な会議には常任メンバーとして出席し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っております。

監査役と内部監査チームは、月1回の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

本報告書提出日現在、社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

イ 各社外取締役及び社外監査役につき提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

平成30年3月31日現在、社外取締役小城武彦氏は5,000株、社外取締役西本甲介氏は2,000株、社外監査役野末寿一氏は12,000株、当社株式を所有しております。これらの資本的關係を除き、いずれの社外取締役、社外監査役及び各人が現在又は過去に役員若しくは使用人である他の会社等とも当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係他、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は経営の意思決定機能と業務執行取締役および執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、取締役6名中2名を社外取締役に、また監査役3名中2名を社外監査役としております。当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の立場での経営監視の機能が重要と考えており、現状の体制は、社外取締役による経営の監督・チェック及び社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断いたしております。

ハ 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすことを、当社の社外取締役及び社外監査役の選任の基準としております。

ニ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する会社の考え方

社外取締役小城武彦および西本甲介の各氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

社外監査役2名のうち、野末寿一氏は弁護士としての法務に関する専門知識を有しており、また青野奈々子氏は公認会計士としての財務会計に関する専門知識を有しております。

これらの専門的な知識・経験等からの視点に基づき、当社の経営の監督とチェック機能及び独立した立場からの公正かつ客観的な監査の役割を遂行することができるものと判断いたしております。

ホ 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月の取締役会へ出席し、主に業務執行を行う経営陣から独立した客観的観点から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

また社外監査役は、毎月の取締役会及び監査役会へ出席し、専門的な知識・経験等の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

監査役と内部監査チームは、毎月の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

へ 当社は、平成18年6月23日開催の第44回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	817	245	259	311	5
監査役 (社外監査役を除く)	20	20	—	—	1
社外役員	40	40	—	—	6
合計	877	306	259	311	12

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等 の総額 (百万円)	会区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
			基本報酬	賞与	ストック・ オプション
大野 龍隆 (代表取締役社長 CEO)	323	提出会社	80	96	147
三枝 匡 (取締役会議長)	221	提出会社	72	86	63
池口 徳也 (取締役副社長)	147	提出会社	48	52	46

(注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

2 取締役会議長三枝匡氏は、平成30年3月31日をもって取締役を退任し、シニアチェアマンに就任致しました。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与する、という方針であります。また、取締役の報酬については、社外取締役・代表取締役社長CEO及び代表取締役社長CEOが指名する者で構成される報酬委員会にて討議し、報酬委員会の権限で決定しております。その他の取締役の報酬に関する事項は、代表取締役が水準等を定め、報酬委員会に報告し、取締役会の承認を得て決定しております。市場水準は、東証一部上場企業が参加する市場調査に毎年参加し、役職とその責務の重さに応じた確認を行っております。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である駿河精機株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄
貸借対照表計上額 6 百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

なお、提出会社の株式の保有状況については以下のとおりです。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：早稲田宏、杉原伸太郎

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 11名

(注) その他は公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ハ 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ニ 監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	44	0	47	—
連結子会社	33	—	33	—
計	77	0	80	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社であるDayton Lamina Corporation等は、当社の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して監査証明業務等を委託しております。なお、監査証明業務に基づく報酬は57百万円、非監査業務に基づく報酬は21百万円であります。

当連結会計年度

当社の連結子会社であるDayton Lamina Corporation等は、当社の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して監査証明業務等を委託しております。なお、監査証明業務に基づく報酬は57百万円、非監査業務に基づく報酬は26百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、海外子会社内部管理体制の助言・指導業務であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表規則第127条の規定により財務諸表の作成をしておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時に開示が行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,179	65,502
受取手形及び売掛金	57,847	67,817
商品及び製品	25,448	33,208
仕掛品	2,215	1,771
原材料及び貯蔵品	5,646	6,301
繰延税金資産	3,010	3,178
未収還付法人税等	780	404
その他	2,454	5,217
貸倒引当金	△301	△319
流動資産合計	160,281	183,083
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,373	18,063
減価償却累計額	※2 △7,662	※2 △8,413
建物及び構築物 (純額)	9,711	9,649
機械装置及び運搬具	24,662	26,179
減価償却累計額	※2 △13,207	※2 △14,126
機械装置及び運搬具 (純額)	11,454	12,053
土地	3,712	3,728
建設仮勘定	1,240	2,257
その他	6,352	6,014
減価償却累計額	※2 △4,596	※2 △3,989
その他 (純額)	1,756	2,024
有形固定資産合計	27,874	29,714
無形固定資産		
ソフトウェア	9,568	17,057
のれん	1,011	—
その他	8,432	7,529
無形固定資産合計	19,012	24,587
投資その他の資産		
投資有価証券	6	6
繰延税金資産	1,924	2,831
その他	※1 3,138	※1 3,649
貸倒引当金	△195	△187
投資その他の資産合計	4,873	6,300
固定資産合計	51,759	60,601
資産合計	212,041	243,685

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,974	19,524
1年内償還予定の新株予約権付社債	—	106
未払金	9,033	14,001
未払法人税等	3,332	4,494
賞与引当金	2,286	3,525
役員賞与引当金	242	261
その他	5,378	7,772
流動負債合計	37,246	49,687
固定負債		
新株予約権付社債	10,388	—
繰延税金負債	2,663	1,699
退職給付に係る負債	4,509	4,878
その他	1,573	700
固定負債合計	19,135	7,278
負債合計	56,382	56,965
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,593	12,812
資本剰余金	17,982	23,201
利益剰余金	128,226	148,059
自己株式	△76	△77
株主資本合計	153,724	183,994
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	863	1,291
退職給付に係る調整累計額	△57	△83
その他の包括利益累計額合計	805	1,208
新株予約権	675	986
非支配株主持分	453	529
純資産合計	155,658	186,719
負債純資産合計	212,041	243,685

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
売上高	259,015	312,969
売上原価	151,564	178,917
売上総利益	107,451	134,051
販売費及び一般管理費	※1, ※2 80,323	※1, ※2 99,202
営業利益	27,127	34,848
営業外収益		
受取利息	192	201
持分法による投資利益	52	54
保険解約返戻金	—	72
補助金収入	49	80
雑収入	217	269
営業外収益合計	511	677
営業外費用		
支払利息	4	1
売上割引	69	83
為替差損	909	644
教育機関設立寄付金	100	—
雑損失	93	118
営業外費用合計	1,176	847
経常利益	26,462	34,679
特別利益		
関係会社清算益	—	98
特別利益合計	—	98
特別損失		
事業再編損失	391	—
減損損失	—	※3 261
特別損失合計	391	261
税金等調整前当期純利益	26,071	34,516
法人税、住民税及び事業税	8,601	10,663
法人税等調整額	△888	△1,825
法人税等合計	7,713	8,837
当期純利益	18,357	25,679
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失 (△)	△29	77
親会社株主に帰属する当期純利益	18,387	25,601

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
当期純利益	18,357	25,679
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	—
為替換算調整勘定	△2,225	445
退職給付に係る調整額	14	△25
持分法適用会社に対する持分相当額	△11	7
その他の包括利益合計	※ △2,216	※ 427
包括利益	16,141	26,106
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,206	26,004
非支配株主に係る包括利益	△64	102

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,996	17,385	114,169	△76	138,475
当期変動額					
新株の発行	596	596	—	—	1,193
剰余金の配当	—	—	△4,299	—	△4,299
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	18,387	—	18,387
連結子会社の決算期変 更に伴う増減	—	—	△30	—	△30
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	596	596	14,056	△0	15,249
当期末残高	7,593	17,982	128,226	△76	153,724

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△6	3,065	△72	2,986	342	527	142,333
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	1,193
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△4,299
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	18,387
連結子会社の決算期変 更に伴う増減	—	—	—	—	—	—	△30
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6	△2,201	14	△2,181	332	△74	△1,923
当期変動額合計	6	△2,201	14	△2,181	332	△74	13,325
当期末残高	—	863	△57	805	675	453	155,658

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,593	17,982	128,226	△76	153,724
当期変動額					
新株の発行	5,218	5,218	—	—	10,437
剰余金の配当	—	—	△5,768	—	△5,768
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	25,601	—	25,601
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	0	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	5,218	5,218	19,832	△1	30,269
当期末残高	12,812	23,201	148,059	△77	183,994

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	863	△57	805	675	453	155,658
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	10,437
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△5,768
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	25,601
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	428	△25	402	311	76	791
当期変動額合計	428	△25	402	311	76	31,061
当期末残高	1,291	△83	1,208	986	529	186,719

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	26,071	34,516
減価償却費	5,901	7,187
減損損失	—	261
のれん償却額	1,707	1,000
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	538	337
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△170	1,248
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△67	19
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	100	8
受取利息及び受取配当金	△192	△201
支払利息	4	1
株式報酬費用	395	525
為替差損益 (△は益)	633	△861
持分法による投資損益 (△は益)	△52	△54
関係会社清算損益 (△は益)	—	△98
事業再編損失	391	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△8,785	△7,638
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,453	△8,153
未払金の増減額 (△は減少)	2,092	2,790
未収消費税等の増減額 (△は増加)	307	96
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,851	2,333
その他の資産の増減額 (△は増加)	△151	△1,453
その他の負債の増減額 (△は減少)	898	772
小計	28,020	32,637
利息及び配当金の受取額	233	258
利息の支払額	△3	△1
法人税等の還付額	713	96
法人税等の支払額	△9,454	△8,667
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,508	24,324
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△7,219	△15,421
固定資産の売却による収入	4	40
定期預金の預入による支出	△31,743	△25,168
定期預金の払戻による収入	30,285	26,604
敷金及び保証金の差入による支出	△608	△959
敷金及び保証金の回収による収入	316	399
その他	※2 2,907	※2 △382
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,056	△14,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	291	54
配当金の支払額	△4,299	△5,768
その他	△0	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,008	△5,725
現金及び現金同等物に係る換算差額	△25	161
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,417	3,872
現金及び現金同等物の期首残高	39,204	47,840
連結子会社の決算期変更による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△781	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 47,840	※1 51,713

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 47社

主要な連結子会社の名称

- ・株式会社ミスミ
- ・株式会社駿河生産プラットフォーム

(新規) 当連結会計年度において新たに加わった2社
新規設立に伴うもの

- ・MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.
- ・MISUMI Mexico Service S. de R.L. de C.V.

(除外) 当連結会計年度において除外された1社
清算終了によるもの

- ・上海久博精密機械有限公司

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

- ・アイオーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司
- ・トーヨーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品、原材料

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

主として総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国内子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 2年～12年

② 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

その他の無形固定資産については、主に定額法(15年)を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。ただし、一部の連結子会社については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

適用予定時期については現在検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取り扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取り扱いの明確化が行われます。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有価証券の売却及び償還による収入」及び「貸付金の回収による収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「有価証券の売却及び償還による収入」23百万円、「貸付金の回収による収入」21百万円、「その他」2,862百万円は、「その他」2,907百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
関係会社出資金	197百万円	211百万円

上記の関係会社出資金は、投資その他の資産の「その他」に含めております。

※2 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
運賃荷造費	9,470百万円	12,031百万円
給料手当	21,294百万円	24,549百万円
貸倒引当金繰入	161百万円	75百万円
賞与引当金繰入	2,208百万円	3,484百万円
退職給付費用	1,150百万円	1,074百万円
役員賞与引当金繰入	242百万円	261百万円
業務委託料	11,469百万円	17,056百万円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
研究開発費	1,743百万円	1,845百万円

※3 減損損失の内訳は次のとおりであります。

場所	用途	種類
東京都	遊休資産	ソフトウェア

当社グループは原則として、事業部門を基準にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産は、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、ソフトウェア261百万円であります。

なお、売却及び将来の使用見込みがないため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△2百万円	—百万円
組替調整額	14百万円	—百万円
税効果調整前	12百万円	—百万円
税効果額	△6百万円	—百万円
その他有価証券評価差額金	6百万円	—百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,225百万円	544百万円
組替調整額	—百万円	△98百万円
税効果調整前	△2,225百万円	445百万円
税効果額	—百万円	—百万円
為替換算調整勘定	△2,225百万円	445百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△5百万円	△62百万円
組替調整額	28百万円	24百万円
税効果調整前	22百万円	△37百万円
税効果額	△8百万円	11百万円
退職給付に係る調整額	14百万円	△25百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△11百万円	7百万円
その他の包括利益合計	△2,216百万円	427百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	274,606,752	1,082,388	—	275,689,140

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加	478,800株
新株予約権付社債の転換による増加	603,588株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	128,812	366	—	129,178

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	366株
-----------------	------

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6
	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	25
	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	267
	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	376
合計			—	—	—	—	675

(注) 平成26年及び平成28年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	2,209	8.05	平成28年3月31日	平成28年6月22日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	2,090	7.61	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,507	9.10	平成29年3月31日	平成29年6月21日

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	275,689,140	7,750,457	—	283,439,597

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 259,700株
 新株予約権付社債の転換による増加 7,490,757株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	129,178	364	6	129,536

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 364株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 6株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	18
	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	130
	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	686
	平成29年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	149
合計			—	—	—	—	986

(注) 平成28年及び平成29年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月15日 定時株主総会	普通株式	2,507	9.10	平成29年3月31日	平成29年6月21日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	3,261	11.52	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,139	11.08	平成30年3月31日	平成30年6月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	63,179百万円	65,502百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△15,339百万円	△13,789百万円
現金及び現金同等物	47,840百万円	51,713百万円

※2 その他

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

在外子会社貸付金にかかる為替差収支2,915百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

在外子会社貸付金にかかる為替差収支△501百万円が含まれております。

3 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権の行使による資本金の増加額	416百万円	5,084百万円
新株予約権の行使による資本準備金の増加額	416百万円	5,084百万円
新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	833百万円	10,169百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年以内	437百万円	443百万円
1年超	505百万円	583百万円
合計	942百万円	1,027百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にF A事業、金型部品事業、VONA事業において企画・販売を行っており、事業遂行上の設備投資計画については原則自己資金を充当しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、原則外貨建債権・債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理ルールに従い、営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い大手金融機関とのみ取引を行っており、当社では重要な信用リスクはないと判断しております。当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の債権・債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、現状先物為替予約のみ取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しております。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、ファイナンス室内の財務担当者による相互牽制及びチェックにより行われております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス室が定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性を算定し、その金額を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額で、市場動向によって価額が変動することもあります。また、(デリバティブ取引関係)におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブの取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注2)をご参照ください。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	63,179	63,179	—
(2) 受取手形及び売掛金	57,847	57,847	—
(3) 支払手形及び買掛金	(16,974)	(16,974)	—
(4) 新株予約権付社債	(10,388)	(15,492)	5,103
(5) デリバティブ取引(*2)	(1,739)	(1,739)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	65,502	65,502	—
(2) 受取手形及び売掛金	67,817	67,817	—
(3) 支払手形及び買掛金	(19,524)	(19,524)	—
(4) 1年内償還予定の新株予約権付社債	(106)	(238)	132
(5) デリバティブ取引(*2)	225	225	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内償還予定の新株予約権付社債及び新株予約権付社債

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(5) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
非上場株式	6	6

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	63,179	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	57,847	—	—	—
合計	121,027	—	—	—

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	65,502	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	67,817	—	—	—
合計	133,319	—	—	—

(注4) 社債の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
新株予約権付社債	—	10,388	—	—

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1年内償還予定の新株予約権付社債	106	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	19,017	—	△1,642	△1,642
	ユーロ	635	—	5	5
	その他	50	—	0	0
	買建				
	日本円	5,686	—	△82	△82
	米ドル	677	—	△18	△18
	その他	101	—	△0	△0
合 計		26,167	—	△1,739	△1,739

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成30年3月31日)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,795	—	236	236
	ユーロ	818	—	18	18
	その他	33	—	0	0
	買建				
	日本円	3,093	—	△19	△19
	米ドル	564	—	△9	△9
	その他	92	—	△1	△1
合 計		11,398	—	225	225

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

また、当社及び一部の連結子会社が加入していた複数事業主制度の日本金属プレス工業厚生年金基金（総合設立方式）は、平成26年8月4日開催の代議員会で通常解散の方針が決議され、平成28年9月29日付にて厚生労働大臣より解散認可を受け、当連結会計年度末現在、清算手続中であります。なお、当基金の解散による追加負担額の発生は見込まれておりません。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,261 百万円	5,955 百万円
勤務費用	780 百万円	897 百万円
利息費用	23 百万円	24 百万円
数理計算上の差異の発生額	151 百万円	42 百万円
退職給付の支払額	△267 百万円	△421 百万円
その他	6 百万円	△14 百万円
退職給付債務の期末残高	5,955 百万円	6,484 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	1,268 百万円	1,445 百万円
期待運用収益	22 百万円	25 百万円
数理計算上の差異の発生額	△3 百万円	△17 百万円
事業主からの拠出額	210 百万円	253 百万円
退職給付の支払額	△58 百万円	△99 百万円
その他	4 百万円	△1 百万円
年金資産の期末残高	1,445 百万円	1,606 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,661 百万円	2,046 百万円
年金資産	△1,445 百万円	△1,606 百万円
	215 百万円	439 百万円
非積立型制度の退職給付債務	4,293 百万円	4,438 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,509 百万円	4,878 百万円
退職給付に係る負債	4,509 百万円	4,878 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,509 百万円	4,878 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	780 百万円	897 百万円
利息費用	23 百万円	24 百万円
期待運用収益	△22 百万円	△25 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	177 百万円	16 百万円
その他	1 百万円	△12 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	960 百万円	900 百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
数理計算上の差異	22 百万円	△37 百万円
合計	22 百万円	△37 百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識数理計算上の差異	88 百万円	125 百万円
合計	88 百万円	125 百万円

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金	23%	27%
一般勘定	74%	73%
その他	3%	0%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率の決定のため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.35%~0.50%	0.35%~0.50%
長期期待運用収益率	2.18%	2.04%

なお、予想昇給率については、計算時を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金への要拠出額は、前連結会計年度224百万円であり、当連結会計年度の要拠出額はありません。なお、上記1.に記載のとおり当該厚生年金基金は平成26年8月4日開催の代議員会で通常解散の方針が決議され、平成28年9月29日付にて厚生労働大臣より解散認可を受け、当連結会計年度末現在、清算手続中であります。

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は81百万円、当連結会計年度188百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	395百万円	525百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年6月17日	平成22年6月17日(注5)	平成24年6月18日	平成24年6月18日(注6)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名	当社及び完全子会社従業員38名	当社取締役6名	当社及び完全子会社従業員33名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,560,000株	普通株式 465,000株	普通株式 1,440,000株	普通株式 375,000株
付与日	平成22年7月2日	平成22年7月2日	平成24年7月3日	平成24年7月3日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	平成22年7月2日 ～平成24年7月31日	平成22年7月2日 ～平成24年7月31日	平成24年7月3日 ～平成26年7月31日	平成24年7月3日 ～平成26年7月31日
権利行使期間	平成24年8月1日 ～平成30年7月31日	平成24年8月1日 ～平成30年7月31日	平成26年8月1日 ～平成33年7月31日	平成26年8月1日 ～平成33年7月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月13日	平成26年6月13日	平成26年10月23日(注7)	平成28年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員58名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 39,000株	普通株式 133,800株	普通株式 117,300株	普通株式 31,400株
付与日	平成26年11月7日	平成26年11月7日	平成26年11月7日	平成28年2月25日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注2)	(注3)
対象勤務期間	(注4)	平成26年11月7日 ～平成29年11月6日	平成26年11月7日 ～平成29年11月6日	(注4)
権利行使期間	平成26年11月8日 ～平成56年11月7日	平成29年11月7日 ～平成36年11月6日	平成29年11月7日 ～平成36年11月6日	平成28年2月26日 ～平成58年2月25日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年2月10日	平成28年2月10日(注8)	平成28年9月15日	平成28年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員69名	当社取締役5名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 170,500株	普通株式 135,400株	普通株式 28,500株	普通株式 181,800株
付与日	平成28年2月25日	平成28年2月25日	平成28年10月3日	平成28年10月3日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	平成28年2月25日 ～平成31年2月24日	平成28年2月25日 ～平成31年2月24日	(注4)	平成28年10月3日 ～平成31年10月2日
権利行使期間	平成31年2月25日 ～平成38年2月24日	平成31年2月25日 ～平成38年2月24日	平成28年10月4日 ～平成58年10月3日	平成31年10月3日 ～平成38年10月2日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年9月15日(注9)	平成29年9月21日	平成29年9月21日	平成29年10月19日(注10)
付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社従業員84名	当社取締役4名	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員90名
株式の種類及び付与数	普通株式 180,000株	普通株式 16,700株	普通株式 98,600株	普通株式 140,400株
付与日	平成28年10月3日	平成29年10月6日	平成29年10月6日	平成29年11月6日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	平成28年10月3日 ～平成31年10月2日	(注4)	平成29年10月6日 ～平成32年10月5日	平成29年11月5日 ～平成32年11月4日
権利行使期間	平成31年10月3日 ～平成38年10月2日	平成29年10月7日～ 平成59年10月6日	平成32年10月6日～ 平成39年10月5日	平成32年11月6日～ 平成39年11月5日

- (注) 1 平成27年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～④に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合
- ②当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員を解任された場合
- ③新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
- ④新株予約権の割当を受けた者が、自ら破産手続開始を申し立てた場合または破産手続開始決定を受けた場合
- 3 新株予約権の割当を受けた者は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～③に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の割当を受けた者が、当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合
- ②新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
- ③新株予約権の割当を受けた者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合
- 4 対象勤務期間の定めはありません。
- 5 平成22年6月17日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 6 平成24年6月18日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 7 平成26年10月23日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 8 平成28年2月10日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 9 平成28年9月15日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 10 平成29年10月19日の取締役会決議により付与されたものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年6月17日	平成22年6月17日	平成24年6月18日	平成24年6月18日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	44,100	15,000	94,500	83,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	32,100	9,000	18,900	27,000
失効	—	—	—	—
未行使残	12,000	6,000	75,600	56,100

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月13日	平成26年6月13日	平成26年10月23日	平成28年2月10日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	133,800	108,300	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	133,800	108,300	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	39,000	—	—	31,400
権利確定	—	133,800	108,300	—
権利行使	8,700	116,100	35,700	6,800
失効	—	—	6,900	—
未行使残	30,300	17,700	65,700	24,600

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年2月10日	平成28年2月10日	平成28年9月15日	平成28年9月15日
権利確定前				
前連結会計年度末	170,500	132,100	—	181,800
付与	—	—	—	—
失効	—	14,600	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	170,500	117,500	—	181,800
権利確定後				
前連結会計年度末	—	—	28,500	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	5,400	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	23,100	—

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年9月15日	平成29年9月21日	平成29年9月21日	平成29年10月19日
権利確定前				
前連結会計年度末	176,900	—	—	—
付与	—	16,700	98,600	140,400
失効	16,600	—	—	3,100
権利確定	—	16,700	—	—
未確定残	160,300	—	98,600	137,300
権利確定後				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	16,700	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	16,700	—	—

(注) 平成27年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記ストック・オプションの数については、当該株式分割後の株数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年6月17日	平成22年6月17日	平成24年6月18日	平成24年6月18日
権利行使価格(円)	609	609	631	631
行使時平均株価(円)	3,354	2,480	3,513	2,681
付与日における 公正な評価単価(円)	110	110	141	141

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月13日	平成26年6月13日	平成26年10月23日	平成28年2月10日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,480	3,408	3,245	2,480
付与日における 公正な評価単価(円)	1,172	1,136	1,136	1,483

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年2月10日	平成28年2月10日	平成28年9月15日	平成28年9月15日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	2,480	—
付与日における 公正な評価単価(円)	1,428	1,428	1,876	1,809

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年9月15日	平成29年9月21日	平成29年9月21日	平成29年10月19日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	1,809	2,786	2,726	3,073

(注) 平成27年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。株式行使価格、行使時平均株価及び付与日における公正な評価単価につきましては、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 平成29年9月21日決議（平成29年10月6日付与分）

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 33.60%

平成26年12月～平成29年10月までの株価実績に基づき算定しております。

② 予想残存期間 2.8年

ストック・オプション報酬規程に定めている各役職のストック・オプション報酬基準額で加重平均することにより、見積もっております。

③ 予想配当 16.71円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

④ 無リスク利子率 Δ 0.14%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(2) 平成29年9月21日決議（平成29年10月6日付与分）

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 31.03%

平成23年4月～平成29年10月までの株価実績に基づき算定しております。

② 予想残存期間 6.5年

算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積もっております。

③ 予想配当 16.71円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

④ 無リスク利子率 Δ 0.07%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(3) 平成29年10月19日決議（平成29年11月6日付与分）

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 31.18%

平成23年5月～平成29年11月までの株価実績に基づき算定しております。

② 予想残存期間 6.5年

算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積もっております。

③ 予想配当 20.62円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

④ 無リスク利子率 Δ 0.05%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	977百万円	1,108百万円
未払事業税	200百万円	270百万円
賞与引当金	588百万円	779百万円
棚卸資産に関する未実現利益	455百万円	355百万円
その他	793百万円	853百万円
繰延税金資産小計	3,014百万円	3,367百万円
評価性引当金	一百万円	△188百万円
繰延税金資産合計	3,014百万円	3,178百万円
繰延税金負債		
その他	△4百万円	△2百万円
繰延税金負債合計	△4百万円	△2百万円
繰延税金資産の純額	3,010百万円	3,176百万円

(2) 固定資産

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	1,328百万円	1,454百万円
減価償却超過額	302百万円	749百万円
繰越欠損金	1,211百万円	845百万円
その他	699百万円	763百万円
繰延税金資産小計	3,542百万円	3,812百万円
評価性引当金	△809百万円	△740百万円
繰延税金資産合計	2,732百万円	3,072百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△89百万円	△85百万円
無形固定資産時価評価	△2,506百万円	△1,328百万円
その他	△879百万円	△525百万円
繰延税金負債合計	△3,476百万円	△1,940百万円
繰延税金資産の純額	△743百万円	1,131百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	—	30.9%
(調整)		
役員賞与否認	—	0.2%
交際費等損金不算入項目	—	0.2%
住民税均等割等	—	0.1%
評価性引当金の減少	—	△0.7%
のれん償却額	—	1.0%
子会社の適用税率差	—	△3.0%
税率変更による影響額	—	△2.1%
税額控除	—	△0.4%
その他	—	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	25.6%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成29年12月22日に米国において税制改革法が成立し、米国連結子会社に適用される連邦法人税率は、35%から21%に引き下げられることとなりました。

この引き下げにより、当連結会計年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は685百万円減少し、為替換算調整勘定29百万円が増加し、法人税等調整額が715百万円減少しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、株式会社ミスミに商品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは事業本部を基礎とした商品・サービス別セグメントから構成されており、「FA事業」、「金型部品事業」及び「VONA事業」の3つを報告セグメントとしております。

「FA事業」はFA（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。

「金型部品事業」は主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品、精密金型部品の開発・提供をしております。

「VONA事業」はミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。生産設備関連部品に加えて、製造副資材やMRO（消耗品）などを提供をしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	FA事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	84,669	69,797	104,548	259,015	—	259,015
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	84,669	69,797	104,548	259,015	—	259,015
セグメント利益	14,417	3,097	9,950	27,465	△338	27,127
のれん等償却前セグメント利益※	14,417	5,391	9,950	29,759	△338	29,421

※(参考情報)

セグメント利益にDayton Lamina Corporation買収にかかるのれん・その他無形固定資産の償却費を加算した利益

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産(又は負債)を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	F A事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	105,184	76,523	131,262	312,969	—	312,969
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	105,184	76,523	131,262	312,969	—	312,969
セグメント利益	20,171	5,869	9,010	35,051	△203	34,848
のれん等償却前セグメント利益※	20,171	7,486	9,010	36,668	△203	36,465

※(参考情報)

セグメント利益にDayton Lamina Corporation買収にかかるのれん・その他無形固定資産の償却費を加算した利益

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産(又は負債)を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	27,465	35,051
その他の調整額	△338	△203
連結損益計算書の営業利益	27,127	34,848

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
140,301	43,401	32,637	25,794	12,588	4,291	259,015

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
10,423	6,961	5,866	3,182	1,439	27,874

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
166,440	56,872	42,315	26,985	15,489	4,865	312,969

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
11,261	7,482	6,253	2,605	2,111	29,714

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

固定資産の減損損失は報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は261百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	計
	金型部品事業	
当期償却額	1,707	1,707
当期末残高	1,011	1,011

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	計
	金型部品事業	
当期償却額	1,000	1,000
当期末残高	—	—

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	大野 龍隆	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.09	—	ストック・オプションの権利行使(注)	136	—	—
役員	江口 正彦	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.05	—	ストック・オプションの権利行使(注)	23	—	—
役員	池口 徳也	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.04	—	ストック・オプションの権利行使(注)	24	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

ストック・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	池口 徳也	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.05	—	ストック・オプションの権利行使(注)	19	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

ストック・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	560.79円	653.71円
1株当たり当期純利益金額	66.94円	91.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	64.70円	89.76円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	155,658	186,719
普通株式に係る純資産額(百万円)	154,530	185,203
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	675	986
非支配株主持分	453	529
普通株式の発行済株式数(千株)	275,689	283,439
普通株式の自己株式数(千株)	129	129
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	275,559	283,310

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	18,387	25,601
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	18,387	25,601
普通株式の期中平均株式数(千株)	274,691	281,293
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	△31	△78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	870	967
新株予約権付社債	8,156	2,082
普通株式増加数(千株)	9,026	3,050
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
提出会社	2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債	平成25年10月21日	10,388 [92,600 千米ドル]	106 (106) [1,000 千米ドル]	—	なし	平成30年10月22日

(注) 1 () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 転換社債型新株予約権付社債の内容は次のとおりであります。

銘柄	2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格 (円)	※
発行価額の総額 (千米ドル)	100,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月4日 至 平成30年10月8日
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

※本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、各社債権者が行使請求の為に提出した本社債の発行価額の総額を、当該総額を転換価額で除して得られる数(この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)で除して得られる金額となります。

3 本社債は、欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く)で募集を行ったものであり、外貨建ての金額は当期末残高の[]内に記載しております。

4 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
106	—	—	—	—

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	75,774	152,465	231,058	312,969
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	9,959	18,627	26,886	34,516
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	6,858	13,040	20,104	25,601
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	24.69	46.63	71.62	91.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	24.69	21.92	24.95	19.41

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,568	25,537
未収入金	※1 2,917	※1 6,337
繰延税金資産	108	487
その他	※1 3,276	※1 4,568
流動資産合計	31,870	36,931
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	32,320	32,320
関係会社長期貸付金	20,851	7,434
繰延税金資産	792	681
その他	110	110
投資その他の資産合計	54,073	40,545
固定資産合計	54,073	40,545
資産合計	85,943	77,477
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の新株予約権付社債	—	106
未払金	※1 2,325	※1 4,365
未払法人税等	162	1,718
賞与引当金	235	554
役員賞与引当金	242	261
関係会社預り金	15,346	3,748
その他	1,260	196
流動負債合計	19,572	10,952
固定負債		
新株予約権付社債	10,388	—
退職給付引当金	1,030	1,119
その他	995	47
固定負債合計	12,414	1,166
負債合計	31,987	12,118

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,593	12,812
資本剰余金		
資本準備金	14,291	19,510
その他資本剰余金	557	557
資本剰余金合計	14,848	20,067
利益剰余金		
利益準備金	402	402
その他利益剰余金		
別途積立金	27,400	27,400
繰越利益剰余金	3,115	3,768
利益剰余金合計	30,917	31,571
自己株式	△78	△79
株主資本合計	53,281	64,371
新株予約権	675	986
純資産合計	53,956	65,358
負債純資産合計	85,943	77,477

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
営業収益	※1 16,869	※1 23,986
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 12,180	※1, ※2 17,732
営業利益	4,689	6,254
営業外収益		
受取利息	※1 409	※1 251
為替差益	—	156
雑収入	1	2
営業外収益合計	411	410
営業外費用		
支払利息	※1 0	※1 0
為替差損	2	—
株式交付費	0	11
雑損失	5	4
営業外費用合計	8	16
経常利益	5,091	6,648
税引前当期純利益	5,091	6,648
法人税、住民税及び事業税	377	494
法人税等調整額	△360	△268
法人税等合計	16	226
当期純利益	5,075	6,422

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	6,996	13,695	557	14,252	402	27,400	2,339	30,142
当期変動額								
新株の発行	596	596	—	596	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△4,299	△4,299
当期純利益	—	—	—	—	—	—	5,075	5,075
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	596	596	—	596	—	—	775	775
当期末残高	7,593	14,291	557	14,848	402	27,400	3,115	30,917

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△78	51,313	342	51,656
当期変動額				
新株の発行	—	1,193	—	1,193
剰余金の配当	—	△4,299	—	△4,299
当期純利益	—	5,075	—	5,075
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	332	332
当期変動額合計	△0	1,967	332	2,300
当期末残高	△78	53,281	675	53,956

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,593	14,291	557	14,848	402	27,400	3,115	30,917
当期変動額								
新株の発行	5,218	5,218	—	5,218	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△5,768	△5,768
当期純利益	—	—	—	—	—	—	6,422	6,422
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	5,218	5,218	0	5,218	—	—	653	653
当期末残高	12,812	19,510	557	20,067	402	27,400	3,768	31,571

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△78	53,281	675	53,956
当期変動額				
新株の発行	—	10,437	—	10,437
剰余金の配当	—	△5,768	—	△5,768
当期純利益	—	6,422	—	6,422
自己株式の取得	△1	△1	—	△1
自己株式の処分	0	0	—	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	311	311
当期変動額合計	△1	11,089	311	11,401
当期末残高	△79	64,371	986	65,358

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた6,194百万円は、「未収入金」2,917百万円、「その他」3,276百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
未収入金	2,917百万円	6,337百万円
その他(流動資産)	2,379百万円	4,366百万円
未払金	2,091百万円	3,292百万円

2 偶発債務

当社は、関係会社が行う為替予約および信用状の開設等について、その取引銀行と同取引に係る保証契約を締結しております。保証債務の極度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	1,121百万円	MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	1,062百万円
MISUMI KOREA CORP.	224百万円	MISUMI KOREA CORP.	212百万円
MISUMI TAIWAN CORP.	112百万円	MISUMI TAIWAN CORP.	106百万円
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	100百万円	MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	95百万円
MISUMI USA, INC.	67百万円	MISUMI USA, INC.	21百万円
MISUMI Europa GmbH	23百万円	MISUMI Europa GmbH	26百万円
PT. MISUMI INDONESIA	120百万円	PT. MISUMI INDONESIA	120百万円
MISUMI Vietnam Co., LTD.	95百万円	MISUMI Vietnam Co., LTD.	223百万円
MISUMI Investment USA Corporation	37百万円	MISUMI Investment USA Corporation	25百万円
スルガセイキ科技(上海)有限公司	44百万円	スルガセイキ科技(上海)有限公司	42百万円
上海久博精密機械有限公司	44百万円	上海久博精密機械有限公司	一百万円
スルガセイキ(上海)有限公司	134百万円	スルガセイキ(上海)有限公司	127百万円
計	2,127百万円	計	2,063百万円

※上海久博精密機械有限公司は、平成30年1月に清算しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益	16,869百万円	23,986百万円
販売費及び一般管理費	454百万円	598百万円
受取利息	402百万円	247百万円
支払利息	0百万円	0百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料手当	3,135百万円	3,684百万円
賞与引当金繰入	235百万円	554百万円
役員賞与引当金繰入	242百万円	261百万円
退職給付費用	251百万円	279百万円
賞与	808百万円	953百万円
業務委託料	2,884百万円	5,873百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
子会社株式	32,320	32,320
計	32,320	32,320

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	72百万円	171百万円
未払事業税	30百万円	40百万円
未払金	一百万円	269百万円
その他	4百万円	5百万円
繰延税金資産合計	108百万円	487百万円

(2) 固定資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	315百万円	342百万円
新株予約権	197百万円	295百万円
一括償却資産	17百万円	18百万円
長期未払金	304百万円	14百万円
その他	15百万円	12百万円
繰延税金資産小計	851百万円	684百万円
評価性引当金	△59百万円	△3百万円
繰延税金資産合計	792百万円	681百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
受取配当金益金不算入	△26.7%	△28.3%
交際費等損金不算入項目	0.3%	0.2%
役員賞与否認	1.5%	1.2%
新株予約権	△0.3%	0.0%
評価性引当金の減少	△4.8%	△0.8%
住民税均等割	0.1%	0.1%
税率変更による影響額	—%	0.0%
その他	△0.6%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3%	3.4%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】
【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	235	554	235	554
役員賞与引当金	242	261	242	261

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.misumi.co.jp/ir/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第55期) | 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日 | 平成29年6月23日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第55期) | 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日 | 平成29年6月23日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及びその確認書 | 第1四半期
(第56期) | 自 平成29年4月1日
至 平成29年6月30日 | 平成29年8月4日
関東財務局長に提出。 |
| | 第2四半期
(第56期) | 自 平成29年7月1日
至 平成29年9月30日 | 平成29年11月6日
関東財務局長に提出。 |
| | 第3四半期
(第56期) | 自 平成29年10月1日
至 平成29年12月31日 | 平成30年2月6日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成29年9月22日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成29年9月22日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成29年10月20日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成30年6月15日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書 | | | |
| 平成29年9月22日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 平成29年10月10日
関東財務局長に提出。 |
| 平成29年9月22日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 平成29年10月10日
関東財務局長に提出。 |
| 平成29年10月20日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 平成29年11月7日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月14日

株式会社 ミスミグループ本社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 早 稲 田 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ミスミグループ本社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ミスミグループ本社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

株式会社 ミスミグループ本社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 原 伸 太 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月22日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 大野 龍 隆

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長CEO大野龍隆及び常務取締役CFO男澤一郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）の整備及び運用状況の評価した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。また、当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。なお、金額的及び質的影響の重要性の観点から、僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」「たな卸資産」「仕入高」「買掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価の対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成30年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月22日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 大野 龍 隆

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 CEO大野龍隆及び当社常務取締役 CFO男澤一郎は、当社の第56期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

